

平成31年3月清須市議会定例会会議録

平成31年2月26日、平成31年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫		
副市	長	葛谷賢二		
教	育	長	齊藤孝法	
企	画	部	長	宮崎稔
総	務	部	長	平子幸夫

市民環境部長
健康福祉部長
建設部長
会計管理者
教育部長
監査委員事務局長
企画部次長兼企画政策課長
総務部次長兼税務課長
市民環境部次長兼産業課長
健康福祉部次長兼高齢福祉課長
健康福祉部次長兼子育て支援課長
建設部次長兼新清洲駅周辺まちづくり課長
次長兼会計課長
教育部次長兼学校教育課長
総務部参事
建設部参事
建設部参事
人事秘書課長
防災行政課長
財政課長
収納課長
市民課長
保険年金課長
生活環境課長
西枇杷島市民サービスセンター所長
清洲市民サービスセンター所長
春日市民サービスセンター所長
社会福祉課長
健康推進課長

栗本和宜
福田晃三
加藤三章
寺井秀樹
加藤秀樹
間下伸一
河口直彦
吉田敬
石田隆
森川治美
加藤久喜
永渕貴徳
三輪晃司
丹羽久登
森高邦博
横井仁一
鈴木貴博
舟橋監司
後藤邦夫
岩田喜一
三輪好邦
伊藤嘉規
浅野英樹
島津行康
岩花竜章
葛山悟
日比野鋭治
鹿島康浩
佐古智代

土 木 課 長	飯 田 英 晴
都 市 計 画 課 長	長 谷 川 久 高
上 下 水 道 課 長	菅 野 淳
生 涯 学 習 課 長	近 藤 修 好
ス ポ ー ツ 課 長	石 黒 直 人
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	浅 田 克 幸
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 係 長	石 黒 真 一

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 施政方針について
- 日程第 5 議案第 1 号 平成 3 1 年度清須市一般会計予算案
- 日程第 6 議案第 2 号 平成 3 1 年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 7 議案第 3 号 平成 3 1 年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 8 議案第 4 号 平成 3 1 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 3 1 年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 1 0 議案第 6 号 平成 3 1 年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 1 1 議案第 7 号 清須市森林環境整備等基金条例案
- 日程第 1 2 議案第 8 号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 9 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例及び清

須市水の交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例案

- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正す
る条例案
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
案
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び
に水道技術管理者の資格基準に関する条例及び清須市放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例案
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 清須市都市公園条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 清須市都市下水路条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協
議について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 土地区画整理事業に伴う町の区域の設定及び変更について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 新市建設計画の変更について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 新市基本計画の変更について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 市道路線の設定及び廃止について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度清須市一般会計補正予算（第 5 号）案
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
案
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案

日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）案

日程第 3 4 請願第 1 号 清須市春日落合区農業振興地域指定除外に関する請願

日程第 3 5 発議第 1 号 UR 賃貸住宅ストックの活用を求める意見書（案）

（ 傍聴者 1 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。定刻になりましたので、平成31年3月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

これより本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、14番高橋議員並びに15番八木議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの25日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの25日間と決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。この議員活動状況報告書の中で、主なものにつきましては、2月8日に小牧市において愛知県市議会議長会定期総会が開催され、議長及び副議長が出席いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年11月分及び12月分の例月出納検査の結果について、また、同法第199条第9項の規定により定期監査の結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、施政方針を議題といたします。

平成31年度の施政方針を永田市長より受けます。

施政方針は発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

おはようございます。

平成31年3月清須市議会定例会の開会に臨み、来る平成31年度の市政運営につきまして、私の基本的な考え方と施政方針を申し上げ、議員各位並び市民の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

私が市民の皆様のお預かりする市長職に就任してから約1年半、この間、選挙で掲げた公約の予算化に向け、スピード感をもって取り組んでまいりました。そして、このたび2度目となる当初予算を編成し、議会へ提出する運びとなりました。今日に至るまで市長としての重責を務めることができましたのも、ひとえに議員各位を始めとして市民の皆様、関係者の皆様のご支援、ご協力のたまものと心より厚く御礼を申し上げます。

さて、日本の人口は2008年の1億2千808万人をピークに減少に転じ、本格的な人口減少時代が訪れております。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、出生率が現在と同じような低い率で推移すると、今から46年後の2065年には8千808万人となり、一層の人口減少の進展が予想されております。

本市に目を転じてみますと、平成元年当時は合併前の旧4町合わせて約6万600人であった人口も現在は既に6万9千人を超えており、幸いなことに、今後も数年、この増加傾向が続く見込みであります。

本市は、我が国が人口減少社会に移行する中にあっても、自然増、社会増を維持しながら人口が伸び続けている数少ない元気な地域であります。また、市の公示地価は平成26年から上向き傾向になり、市税収入につきましても、市民税や固定資産税の増加により増加傾向が続くなど、人口増加に伴い、地域経済や市財政への影響も拡大し、好循環が生まれてまいりました。こうした本市の発展は、今を生きる我々のみならず先人の努力によって築かれ、大切にこれまで受け継がれてきたものであり、先人へ感謝の念を常に抱いて日々の市政運営に臨んでおります。

一方で、元気な清須市においても、将来の人口減少を避けることはできません。少子・高齢化は今後さらに進展するため、これまでの状況に安住し、何も対応しなければ都市の活力が失われ

かねません。本市が将来にわたり活力と魅力にあふれ、人や企業に選ばれるまちとなるには、目の前の課題への対応はもとより、将来にも目を配る必要がございます。

本市は、歴史に育まれてきたまちであり、また、住宅や商業、公共施設等の都市機能が集積していると同時に、高い技術力を持った企業が数多く立地する産業都市でもあります。この豊かな地域資源を生かし、数十年後の将来も見据えて、市の内外の方々から選ばれるまちを目指してまいります。

今年は平成最後の年になりますが、一方で新しい時代の幕あけの年となります。平成31年度当初予算編成に当たりましては、先人たちのこれまでの積み重ねを大切に、これからも市民の生活を豊かにしていくとともに、将来も見据えた取り組みにも力を入れていくことで、成長をとめることなく「力強い清須」の実現に向けて邁進していく、こうした思いを込めて、新しい時代の幕あけにふさわしい予算を編成してまいりました。

予算の柱立てとしては、第2次総合計画を踏まえて7つの柱で整理をいたしております。以下、その柱立てに沿いまして、主要な事業についてご説明させていただきます。

1つ目は、「安全で安心に暮らせるまちをつくる」であります。

平成という時代を振り返る際、忘れてはならない出来事の1つが東海豪雨であります。平成12年9月11日に降り始めた豪雨により、新川の堤防決壊や内水氾濫が起き、本市においては甚大な浸水被害が生じました。安全・安心は全ての基本であり、平成から新たな時代が変わっても、この甚大な被害を及ぼした東海豪雨の教訓を我々は後世に引き継いでいかなければなりません。東海豪雨以降、本市では、雨水の排水と貯留の2つ柱で都市型水害への対応を進めてまいりました。平成31年度は、土田排水区及び水場川右岸排水区の雨水幹線の整備、堀江ポンプ場、豊田川ポンプ場の改築・更新を行うとともに、県施行の五条川河川改修事業に併せて西清洲ポンプ場の整備を進めてまいります。

また、雨水貯留対策として、平成31年度中の完成を目指して、新川中学校に雨水貯留施設を整備してまいります。これにより、新川流域害対策計画で予定していた雨水貯留施設が全て整備されることとなり、都市型水害に一定の備えができることとなります。

一方、自然災害への対応にはハード面整備だけでは限界があることも、東海豪雨で学んだ大きな教訓の1つであります。

東海豪雨では多くの方々が慣れない避難所暮らしを余儀なくされました。また、さきの熊本地震では、被災を逃れた後の災害関連死者数が地震による死者数の4倍以上にものぼりました。こ

うした話を聞くたびに、せっかく被災を逃れたにもかかわらず、避難所で亡くなる方が出るのは非常にやりきれない思いを抱きます。そこで、本市はそういった悲劇を起こさないよう避難体制の充実を図ります。本市の指定避難所である学校体育館において、災害時のレイアウトや避難所で大勢が過ごすためのルール等を整備していくとともに、避難時の情報収集手段としてのテレビを設置するための調査を開始してまいります。

防災には地域の自助、共助が必要であり、その地域防災を支える本市消防団が、蒲郡市で開催される第64回愛知県消防操法大会に西春日井2市1町の代表として出場します。日ごろの訓練の成果を遺憾なく発揮していただきたいと期待をいたしております。

また、地域の安全・安心には空家問題を避けては通れません。本市には多くの特定空家予備群とも言うべき建築物があり、空家を放置すれば近隣住民の安全・安心が確保されないだけでなく、地域の健全な発展を阻害することになります。そのため、現在策定している空家等対策に基づき対応をしていくとともに、平成31年度は空家の解体費の一部を補助する制度を新たに設け、空家の解体を促進し、地域の安全・安心と良好な生活環境を確保してまいります。

2つ目は、「子育てのしやすいまちをつくる」であります。

平成29年の出生率を見ると、全国平均が7.6%、愛知県が8.5%のところ、本市は11.3%であり、県内市町村で出生率が最も高い自治体となりました。全国的に少子化・高齢化が進展している中、このデータが示すとおり、本市はまさに元気のあるまちであり、大変誇りに思いますし、これまでの公立保育園の充実や本市独自の保育施策の効果が出てきたのではないかと思います。

清須市も国の推計では、2025年をピークに人口減少に転じることが予想されておりますが、この出生率の高い状況を維持し、人口減少に転じる時期をできる限り後年度に遅らせていかなければなりません。引き続き、子育て世代包括支援センターを中心として、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供し、子育てのしやすいまちづくりを進めてまいります。

そうした中、国が本年10月からの消費税率引き上げに合わせて幼児教育の無償化を実施します。これは、幼稚園、保育園の利用料を無償とし子育て世帯を応援する施策であります。その一方で、地方負担分につきましては、制度初年度は国の臨時交付金で対応するものの、2年目以降の公立幼稚園・保育園無償化した利用料は、まずは市税で賄うこととなります。公立幼稚園・保育園を多く抱える本市においては普通交付税で措置されるとはいえ、幼児教育無償化は本市の負担増につながります。それでも、高い出生率を誇り、人口増加を続けている本市の勢いをそぐ

ことがないよう、引き続き、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、本市では人口、特に子どもの数が増え大変ありがたく思っておりますが、その反面、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりは待ったなしの状況にあります。今後の幼児教育無償化や子育て世帯の転入増など保育需要のさらなる拡大も想定される中、公立保育園での保育士の確保に加え、企業内保育園や小規模保育園の誘致に努めるなど、引き続き、保育園の待機児童ゼロを維持してまいります。

さらには、子育てのしやすい環境づくりも努めてまいります。

2020年4月の供用開始に向け、昨年度から着手しておりました西枇杷島地区の児童センターの整備を本格化させます。

また、保育園の施設整備を計画的に進めていくとともに、一場保育園の民営認定こども園化に向けた支援を行ってまいります。

小中学校につきましても、引き続き、校舎の長寿命化に取り組むこととし、平成31年度に2校を予定しております。それらを含め、平成31年度末までに7校の長寿命化工事が完了することになります。平成30年度中に予算化して取り組んでおります空調設備の設置ともあわせて、小中学校の快適な学習環境を整えてまいります。

高い出生率を引き続き維持するとともに、子育てしやすい環境をさらに充実させていくことで、子供を産み、育てたいまち、住みたい、住み続けたいまちとして清須市が選ばれるように全力を尽くしてまいります。

3つ目は、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる」であります。

持続可能なまちづくりを進めていくためにも、その担い手である市民の皆様が健康で生き生きと安心して暮らしていけるよう健康づくりの取り組みを進めてまいります。

風疹につきましては、平成25年度以来となる流行の兆しが見えております。妊婦が風疹に罹患すると、その胎児に障害が残る可能性があります。適切に予防接種をすれば防げる病気でもあります。本市では、従来、妊娠を予定、または希望する女性に対し予防接種への補助を行ってまいりましたが、夫についても補助の対象とすることとしました。

さらには、国の平成30年度第2次補正予算に呼応し、風疹の抗体検査への助成制度も導入し、本市で罹患率を抑えるべく迅速に対応してまいります。

また、市民の皆様の健康を支える医療についても、第2次救急医療を行うはるひ呼吸器病院に対して、新たな運営費を助成することで充実を図ってまいります。

西春日井2市1町の協力のもと、社会福祉法人西春日井福祉会において、北名古屋市地内に障害者の生活拠点となるグループホームが2021年度を目途に整備され、また、入所及びショートステイを合わせて120床規模の仮称第6特別養護老人ホームが2022年度をめどに整備されることとなります。

具体的な内容や費用はこれから調整してまいります。西春日井2市1町が力を合わせ高齢者や障害を支援していくため、本市としてもしっかりと取り組んでまいります。あわせて、平成30年度を始期とする第7次介護保険事業計画に沿って介護保険事業を推進してまいります。また、介護事業者の実施するサービスのみならず本市の介護予防・日常生活支援総合事業にも力を入れ、元気な高齢者として地域で自立した生活が送れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

国民健康保険につきましては、平成30年度は財政運営の主体が都道府県単位に移るという大きな制度改正があったところですが、平成31年度はその新たな仕組みに沿って、適切な保険税により全ての市民の暮らしを地域全体で支えてまいります。

また、貧困の連鎖を断ち切るため、経済的な理由や家庭での学習が困難な子どもに対する学習支援として、引き続き、無料塾を実施してまいります。

4つ目は、「便利で快適に暮らせるまちをつくる」であります。

斎苑の整備につきましては、建設地周辺区の市民皆様のご理解、ご協力により、平成30年度から本格的に事業に着手することができましたこと、心から感謝申し上げます。

平成31年度は、斎苑施設建設予定地の土地造成工事を進めていくとともに、いよいよ斎苑施設本体の建設に着工してまいります。同時に、建設予定地周辺の環境改善として公民館の整備等を進めてまいります。

斎苑の整備は、兼ねてから火葬を他の自治体に依存している本市にとって喫緊の課題であり、私としても是が非でも実現しなければならないとの強い思いで取り組んでおります。2021年度の稼働に向け、引き続き地元の皆様のご理解、ご協力を得ながら、五条広域事務組合、あま市ともに斎苑整備業及び周辺環境改善事業につきまして確実に推進してまいります。

名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業につきましてはこれまで調査設計を行ってまいりましたが、平成31年度からは用地買収という新たなステージに移ってまいります。地権者の方々への丁寧な説明を心がけ、事業へのご理解、ご協力をいただけるよう全力を尽くしてまいります。

また、都市計画道路清須新川線の整備につきましては、現在、県が実施している桃栄跨線橋の

整備に併せて、五条川左岸堤防道路へ接続する道路整備を進めるため実施設計に着手するとともに、新たに道路用地を購入するなど、県事業と一体となって整備を進めてまいります。

この他、枇杷島橋や清洲橋の架け替えに伴う幹線道路の整備につきましても、国・県等と連携して取り組んでいくとともに、予算を確保し、着実に推進できるよう国・県に地元の要望をしっかりと伝えてまいります。

現在4か所で行われております区画整理事業につきましても、早期完成に向けて全力で取り組んでまいります。

さらに、西田中地内の都市公園整備、船舩橋や白弓橋の架け替え等についても、計画に沿って着実に進めてまいります。

また、本市が将来の人口減少等の中でも活力を失わずに発展していく上では土地利用等のあり方が重要であり、市としても具体的な都市計画、用途地域を定めることを通じて地域活性化へ貢献していかなければなりません。平成31年度は、今年度改定の都市計画マスタープランを踏まえ、用途地域や都市計画街路などの見直しに向けて対応すべき課題の抽出や見直しの影響を調査し、見直しに係る基本方針を策定してまいります。

そして、下水道事業につきましては、これまで特別会計を設置して運営してきました。既に9月議会での関連条例の上程の際に説明いたしておりますが、平成31年度からは地方公営企業法を適用し企業会計化することになります。企業会計化により経営や資産等がこれまで以上に正確に把握できますので、持続可能な財政運営基盤の強化に努め、安定した下水道サービスを提供してまいります。

5つ目は、「魅力に満ちた活力のあるまちをつくる」であります。

本市のシンボル、清洲城は平成元年に建設され、平成とともに30年を歩んできた本市観光の拠点であります。この清洲城には毎年多く観光客に訪れていただいておりますものの、近年、入場者数が減少傾向にあります。そこで、将来を見据え、飲食・休憩施設などゆったりと清須を満喫していただけるように、民間の知恵も借りながら清洲城及び歴史のまちである清須市の魅力の深掘りをし、清洲城及び貝殻山塚資料館周辺のにぎわいを創出するための地域資源の調査を行います。あわせて、清洲城の長寿命化等改修工事を平成31年度から2か年にわたり行ってまいります。

清須市の魅力の向上とともに、活力の維持のためには、本市の産業の発展が不可欠であります。本市では産業支援策の一環として、市内に立地する先端産業の企業が工場等への設備再投資を行

う場合、補助金を交付することとしております。平成31年度は次世代自動車関連の設備投資を行う西枇杷島地区にある企業に補助金を交付いたします。新たな設備投資が雇用の創出や税収増という形で清須市の発展に寄与していただけるものと大いに期待をいたしております。また、日々の市民生活への目配りもしっかり取り組んでまいります。

本年10月からの消費税率引き上げにつきましては、将来の社会保障費の財源確保のために必要である一方、市民生活、特に子育て世帯や低所得者への影響、地域経済への影響が心配をされます。そこで、国の施策に呼応したプレミアム付商品券を販売することで、消費税率引き上げによる消費への影響緩和と地域の消費喚起に努めてまいります。

6つ目は、「豊かなこころとからだをはぐくむまちをつくる」であります。

現在、県が2020年秋のリニューアルオープンを目指して取り組んでおります貝殻山貝塚新資料館整備につきましては、地元である清須市としても、県ともに開館後のにぎわいを創出すべく取り組んでまいります。その手始めとして、オープンまでの機運醸成に向け、開館プレイベントを開催します。東日本最大級の朝日遺跡とこの地域の歴史・文化財の魅力について、幅広い年代の方々に理解を深めてもらいたいと考えております。

清洲市民センター及び春日公館につきましては、経年劣化の著しい空調や障がい者用トイレといった設備等について引き続き改修を進めていくとともに、築20年を経過しているアルコ清洲、カルチバ新川の設備改修も行ってまいります。

7つ目は、「つながりを大切にすまちなちをつくる」であります。

平成31年度は市民の皆様の利便性を高める取り組みを進めつつ、持続可能な行財政基盤の構築にも注力してまいります。

まず、住民票などの証明書につきましては、これまで市民の皆様により市役所に足を運んでいただく必要がありました。今回、住民票を始め各種証明書の発行についてコンビニ交付システムを構築することにより、市内はもとより、全国のコンビニエンスストアで各種証明書の交付が受けられることとなります。

また、市の歳入の大宗をなす市税は市民や企業の納税によって成り立っておりますが、市税のうち法人市民税及び個人市民税の特別徴収分につきましては、全国で整備している地方税共通納税システムを通じて平成31年度から電子納税が可能となりますので、関係システムの整備を行ってまいります。本市においても、職員の給与支払報告書等の提出が電子申告義務化の対象となるとともに、2020年度からの会計年度任用職員制度の導入にも備える必要がありますので、

新たな給与システムの導入に向け整備してまいります。

一方で、公共施設使用料及びごみ処理手数料等の見直しを実施し、受益と負担の適正化に努めてまいります。

施設につきましては、人口減少、少子化・高齢化の進展に伴い、コストと便益の最適化を図っていく必要があります。昨年度から取り組んでおります公共施設の機能と再配置についての検討を進め、施設ごとの個別計画を策定してまいります。

本市の中長期的なまちづくりの指針である第2次総合計画につきましては、2020年度の間見直しに向けた作業に引き続き取り組んでまいります。本年は、くしくも平成という時代から新たな時代へと変わる転換期でありますので、人口減少、少子化・高齢化への対応も踏まえながら、次の時代にふさわしい計画となるよう見直しを図ってまいります。

以上、予算の主な内容について申し上げますが、ここにご審議いただく平成31年度の当初予算は、一般会計271億400万円、特別計は3会計合計で120億9千647万9千円、企業会計は2会計合計で43億7千322万3千円の、合わせて435億7千370万2千円となります。このうち、一般会計の予算規模は平成30年度当初予算に対し13.8%増となり、過去最大となります。

歳入につきましては、大宗をなす市民税は、個人及び法人市民税の伸びが見込まれることから、当初予算としては過去最高額となる122億余円となります。市債につきましては、21億余円と、投資的経費に連動し前年度から約9億円の大幅増となります。うち交付税の振替措置である臨時財政対策債は、7億円を計上いたしております。

一方、歳出では、扶助費は50億余円と、過去最大であった前年度をさらに上回って増加するとともに、公債費も前年度から増加しており、義務的経費全体では103億円を超え、過去最大となりました。

投資的経費につきましては、市民の皆様の安全・安心につながる社会基盤整備の費用を確保するとともに、鉄道高架事業が本格的な整備に移っていくことなどにより事業量が増大するため、前年度を約19億円上回る44億余円を計上しております。

今回の予算編成では、市税が過去最高額となる一方で、それを上回る義務的経費や投資的経費などの歳出の増がありました。その結果、投資的経費の増加に連動して市債は前年度から大幅増となり、また、それでも不足する財源について、財政調整基金を前年度から6億円以上も多い約13億円を繰り入れざるを得ず、非常に苦しい予算編成でありました。

しかしながら、市債をやみくもに充当するのではなく、合併特例債など交付税措置のある有利な市債をできる限り活用しました。それとともに、臨時財政対策債につきましては前年同額に抑えるなど、健全で持続可能な財政運営に向け、質の改善にも取り組んだところであります。

なお、今回の予算編成の結果、平成31年度末の財政調整基金は約14億円まで減少する見込みであります。地方財政計画における一般財源総額は、国の経済財政改革の基本方針により、平成30年度と同水準が確保されております。しかしながら、今後の社会保障費やインフラの老朽化対応経費の増加に加え、幼児教育無償化などの新たな経費が発生しており、将来にわたり地方が必要とする財源が十分に確保される保証はありません。今後の予算編成のことを考えると、平成31年度内にできる限り財源を確保し、基金の取り崩しを取りやめ、財政調整基金残高を回復させていかななくてはならないと考えております。

以上、平成31年度の市政運営に対する基本的な姿勢、施策の概要を申し上げます。

最後に、結びとして、いま一度申し上げたいと存じます。

今の暮らしを今日よりも明日、明日よりもさらに充実したものにしたい。そして、この清須で暮らしてよかったと誰もが思えるまちになるよう全力を尽くす。その思いを全職員と共有し、私を先頭に職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、議会を始め市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

この施政方針に対し質疑のある方は、2月28日正午までに発言通告書の提出をお願いいたします。

3月6日の本会議において質疑を行います。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第5、議案第1号から日程第33、議案第29号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

その後、日程第5、議案第1号から日程第33、議案第29号までの29議案について、担当部長から内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は一括して内容の説明を受けます。

なお、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は、施政方針の質疑と同じく2月28日正午までに発言通告書を提出していただき、3月6日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

日程第34、請願第1号については、本日、紹介議員から請願内容の説明を受けた後、委員会付託を省略し、質疑、討論を行い、本日採決したいと思います。

日程第35、発議第1号の意見書案については、提出者から提案内容の説明を受けたいと思います。

以上のような進め方でございますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第5、議案第1号から日程第33、議案第29号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

< 市長(永田 純夫君)登壇 >

市長(永田 純夫君)

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

今定例会に提案いたします案件は、平成31年度清須市一般会計等の予算案が6件、新規条例案が1件、一部改正条例案が13件、愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更等に関する協議について1件、その他議案が4件、平成30年度一般会計等の補正予算案が4件でございます。

議案第1号 平成31年度清須市一般会計予算案について概要を申し述べます。

歳入の大宗をなす市税につきましては、個人及び法人市民税の増収等を見込み、市税全体で過去最高額となる122億5千337万1千円を計上いたしました。その上で、地方交付税や地方譲与税、地方消費税交付金などの依存財源について地方財政計画の内容を参酌するとともに、補助金・基金・市債などを有効活用することにより財源の確保に努め、総額271億400万円を計上いたしました。

総合計画の政策体系に従い、歳出の主な内容を申し上げます。

まず、安全で安心して暮らせるまちをつくるについては、雨水幹線・管渠及び雨水貯留施設の整備や雨水ポンプ場の長寿命化に引き続き取り組んでまいります。

次に、子育てのしやすいまちをつくるについては、国が掲げた幼児教育無償化へ対応し、子育て世帯の経済的負担のさらなる軽減を図ってまいります。

さらに、小中学校校舎の長寿命化等改修を引き続き進めてまいります。平成31年度は西枇杷

島中学校、春日中学校を予定いたしております。

続いて、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくるについては、流行の兆しが見える風疹対策として、予防接種の補助を拡充してまいります。

次に、便利で快適に暮らせるまちをつくるについては、斎苑整備につきまして、地域の皆様のご理解・ご協力により、いよいよ施設本体の建設に着手します。その費用及び周辺環境改善事業について予算計上しております。平成33年度の供用開始に向け、市民の皆様のご理解を得ながら、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、魅力に満ちた活力のまちをつくるについては、将来を見据えた取り組みにも着手してまいります。清洲城を始め周辺地域を活性化させるため、民間事業者の活用に向けた調査などを実施してまいります。この他、各種証明書のコンビニ交付を開始することとし、市民の皆様の利便性を高めてまいります。

議案第2号 平成31年度清須市国民健康保険特別会計予算案につきましては、県から示された事業納付金に基づき、総額59億3千301万円を計上いたしました。

国民健康保険税は13億2千493万9千円とし、一般会計から7億2千330万5千円を繰り入れることといたしました。

議案第3号 平成31年度清須市介護保険特別会計予算案につきましては、30年度を始期とする第7期介護保険事業計画に基づき、総額46億7千147万6千円を計上いたしました。

議案第4号 平成31年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、総額14億9千199万3千円を計上いたしました。

後期高齢者医療保険料は7億5千501万2千円とし、一般会計から7億3千617万6千円を繰り入れることといたしました。

議案第5号 平成31年度清須市水道事業会計予算案につきましては、収入では、給水収益が受託工事収益など収益的収入を2億6千31万4千円、給配水工事費負担金など資本的収入を4千138万6千円計上いたしました。

支出では、原水及び浄水費などの収益的支出を2億2千178万2千円、配水設備工事費などの資本的支出を1億5千788万7千円計上いたしました。

議案第6号 平成31年度清須市下水道事業会計予算案につきましては、平成30年度まで特別会計で運営していた下水道事業につきまして、平成31年度から財務について地方公営企業法を適用し、企業会計で運営することといたします。

収入では、下水道使用料などの収益的収入を16億1千380万5千円、企業債や工事負担金などの資本的収入を25億4千130万9千円計上いたしました。このうち一般会計からは収益的収入に7億2千287万1千円、資本的収入に8億8千75万1千円、合わせて16億362万2千円を繰り入れることといたしております。

支出では、汚水・雨水管渠維持費などの収益的支出を15億4千676万円、汚水・雨水管渠整備費などの資本的支出を23億8千151万4千円計上いたしました。

汚水整備事業につきましては、新川西部流域下水道基本計画に基づき、事業認可区域の面整備管渠布設工事を実施してまいります。

雨水整備事業につきましては、既設ポンプ場の長寿命化に向けた取り組みに力を注いでまいります。

議案第7号 清須市森林環境整備等基金条例案につきましては、税制改正により創設される森林環境譲与税を効果的に活用するためのものがございます。

議案第8号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第9号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第10号 清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例及び清須市水の交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第11号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案につきましては、清須市公共施設使用料の設定に関する基本料金に基づく定期的な見直し及び消費税率引き上げによる適正な転嫁に伴い、各部所管の公共施設の使用料等を改定する等のための一部改正でございます。

議案第12号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付の公務員人事管理に関する報告に鑑み、長時間労働の是正のための措置を講ずるため、所要の規定を整備するための一部改正でございます。

議案第13号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、将来にわたって安定した国民健康保険の運営を継続していくため、税率を改正するための一部改正でございます。

議案第14号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案につきましては、児童扶養手当法の一部改正による児童扶養手当の支給制限適用期間の変更に伴い、規定を整理するための一部改正でございます。

議案第15号 清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、一般廃棄物処理費用の受益者負担の観点から、一般廃棄物処理手数料を改定するための一部改正でございます。

議案第16号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げるための一部改正でございます。

議案第17号 清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、学校教育法の一部改正により、専門職大学の制度が創設されることに伴い、規定を整備するための一部改正でございます。

議案第18号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案につきましては、道路占用料の額を改定するための一部改正でございます。

議案第19号 清須市都市公園条例等の一部を改正する条例案につきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、規定を整理するための一部改正でございます。

議案第20号 清須市都市下水路条例の一部を改正する条例案につきましては、公共下水路として編入するため、都市下水路の一部を廃止するための一部改正でございます。

議案第21号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議につきましては、平成31年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させること並びに愛知県市町村職員退職手当組規約を変更することについて協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号 土地区画整理事業に伴う町の区域の設定及び変更につきましては、土地区画整理事業の施行により、公共用地及び宅地の境界の位置が変更されるため、町界を土地区画整理事業施行地区界並びに整理後の道路及び水路によって定めるものでございます。

議案第23号 新市建設計画の変更につきましては、合併特例債を引き続き活用できる環境を整備するため、計画の期間を平成37年度まで延長するものでございます。

議案第24号 新市基本計画の変更につきましては、合併推進債を引き続き活用できる環境を整備するため、計画の期間を平成36年度まで延長するものでございます。

議案第25号 市道路線の認定及び廃止につきましては、開発に伴う帰属及び道路の改築等に伴い、市道路線の認定及び廃止をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号 平成30年度清須市一般会計補正予算（第5号）案につきましては、国の第2次補正予算を受け、平成31年度に予定していた水害対応ガイドブックの見直し業務などを前倒しして実施する他、障がい者等の居宅介護サービスの利用増加により不足が見込まれる介護給付費を増額するなど、所要の補正を行います。

また、年度内に執行が困難と見込まれる事業については、繰越明許費を設定し、翌年度へ繰り越すこととしました。

予算の総額は既定額から1千378万9千円を減額し、257億5千740万9千円となります。

議案第27号 平成30年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定により、所要の補正を行うものです。

今回の補正は、一般会計から保険基盤安定繰入金を増額するとともに、同額の国民健康保険税を減額するという歳入のみの補正となります。したがって、予算の総額は、既定額から変更なく65億2千241万2千円のままとなります。

議案第28号 平成30年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、居宅サービス給付費及び施設サービス給付費の増加に伴い、不足が見込まれる介護給付費を増額するとともに、予算執行状況に合わせ歳入歳出をそれぞれ精査するものです。

予算の総額は、既定額に1千706万9千円を追加し、45億2千650万5千円となります。

議案第29号 平成30年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第3号）案につきましては、予算執行状況に合わせ歳入歳出をそれぞれ精査する他、年度内に執行が困難と見込まれる事業については繰越明許費を設定し、翌年度へ繰り越すこととしました。

予算の総額は、既定額から1億6千267万8千円を減額し、19億5千7万4千円となります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明をさせますので、十分にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

それでは、日程第5、議案第1号 平成31年度清須市一般会計予算案について、総務部長よ

り内容の説明を求めます。

平子総務部長。

＜ 総務部長（平子 幸夫君）登壇 ＞

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。

それでは、別冊の平成31年度一般会計・特別会計予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 平成31年度清須市一般会計予算

平成31年度清須市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ271億400万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入の主な内容をご説明いたします。

第1款市税は、個人市民税での所得割の増加を見込み、市民税52億9千537万9千円、家屋分の増加を見込み、固定資産税56億6千200万1千円、都市計画税7億6千602万6千円などにより、122億5千337万1千円を計上いたしました。

第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画の内容を考慮するとともに、平成30年度実績見込みをも勘案し、見積もりをいたしました。

なお、第2款地方譲与税、第3項森林環境譲与税と第8款環境性能割交付金、第9款地方特例交付金、第2項子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、税制改正等に伴う新規項目となっております。

第12款分担金及び負担金では、幼児教育の無償化の影響による減額を見込み、保育料を2億7千750万1千円、斎苑施設周辺環境改善費負担金4億2千611万2千円など7億1千224万4千円を計上し、第13款使用料及び手数料は幼児教育の無償化の影響による幼稚園授業料の減、各施設の使用料や清掃手数料などの改定を考慮し、2億8千779万7千円を計上いたしました。

3ページをお願いいたします。

第14款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金4億1千978万円、児童手当負担金9億98万2千円、生活保護費負担金6億9千893万1千円、インフラ等整備に関する社会資本整備総合交付金8億7千316万円、学校施設環境改善交付金1億9千631万6千円などにより、40億471万9千円を計上いたしました。

第15款県支出金は、障害者自立支援給付費負担金2億989万円、児童手当負担金1億8千715万8千円、福祉医療費支給事業補助金1億9千233万7千円などにより、14億9千398万8千円を計上いたしました。

第16款財産収入は土地貸し付け収入などにより3千339万4千円を、第17款寄附金はふるさと寄附金など3千万3千円を、第18款繰入金は財政調整基金から13億3千824万円を繰り入れるなど、19億6千393万4千円を計上いたしました。

第19款繰越金は2億円を、第20款諸収入は学校給食費2億7千893万5千円などにより6億9千552万円を、第21款市債は都市計画債5億5千800万円、臨時財政対策債7億円など、21億7千800万円を計上いたしました。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出です。

第1款議会費は、議会の運営、その他に必要な経費として2億4千332万7千円を計上いたしました。

第2款総務費は、庁舎管理を始めとする財産の管理、基金の管理などで2億729万1千円、コミュニティバス運行費7千86万4千円、電算管理費2億4千779万3千円、参議院議員通常選挙費2千511万7千円などにより、22億5千694万7千円を計上いたしました。

第3款民生費は、特別会計への繰出金として国民健康保険特別会計繰出金が7億2千330万5千円、介護保険特別会計繰出金が6億9千372万8千円、後期高齢者医療特別会計繰出金が7億3千617万6千円を計上し、また、障害者総合支援費11億486万3千円、障害児通所支援費2億6千496万2千円、子ども医療費を始めとする福祉医療費7億5千718万5千円、認定こども園整備費2億6千259万9千円、児童手当費12億7千684万2千円、西枇杷島児童センター整備費2億2千284万4千円、生活保護扶助費9億3千252万4千円などにより、102億7千984万円を計上いたしました。

第4款衛生費は、予防接種費などの感染症予防費2億2千765万8千円、妊婦等健康診査費などの母子保健費1億1千57万8千円、斎苑施設費1億9千124万1千円、斎苑施設周辺環境改善費4億4千705万5千円、ごみ収集処理費9億3千555万7千円などにより27億9千662万4千円を計上いたしました。

第5款労働費は201万7千円、第6款農林水産業費は農業委員会運営に係る経費や土地改良、用排水路費など1億7千904万2千円を計上いたしました。

第7款商工費は、企業再投資促進奨励金1億円、中小企業金融対策費1億1千125万円、プレミアム付商品券発行に要する費用8千902万7千円、清洲城整備費9千115万2千円などにより、5億5千835万3千円を計上いたしました。

第8款土木費は、雨水貯留施設費2億3千451万6千円、清洲駅前、新清洲駅北の各土地区画整理を推進するための土地区画整理費10億5千775万1千円、名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業を推進するため、仮線用地の購入等を行う鉄道高架費5億7千272万1千円、下水道事業会計への繰出金、負担金、補助金として16億362万2千円などにより47億5千322万4千円を計上いたしました。

第9款消防費は、広域常備消防費7億2千741万1千円、消防団員費、自主防災組織育成等のための防災対策費などにより8億9千567万3千円を計上いたしました。

第10款教育費は、小中学校の長寿命化等改修に係る実施設計を含む小学校整備費2千512万4千円及び中学校整備費8億3千839万9千円、教育水準の維持向上に努めるための小学校教育振興費3千43万8千円及び中学校教育振興費1千818万8千円、計画的に改修を進めている清洲市民センター整備費5千704万9千円、春日公民館整備費1億544万5千円、清洲勤労福祉会館整備費3千401万7千円及び新川地域文化広場整備費3千502万3千円などにより、32億6千11万8千円を計上いたしました。

5ページをお願いいたします。

第11款交際費は18億4千883万5千円、第12款予備費は3千万円を計上いたしました。それでは、次に、6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為です。

尾張土地開発公社事業資金借入金債務保証と一場公民館用地取得事業につきましては、一場に公民館を建設する用地の取得に尾張土地開発公社を通じて行うためのもので、期間は、債務保証が平成31年度から平成36年度まで、用地取得事業は平成32年度から平成36年度まで、限度額はいずれも8千662万5千円で、他に利息相当額を負担するものとするものであります。

清洲城長寿命化等改修事業は、工事期間について2か年を要するもので、期間は平成32年度、限度額は1億2千349万6千円、学校給食配送業務委託事業は給食の配送業務について複数年契約を締結するもので、期間は平成32年度から平成36年度まで、限度額は1億8千670万6千円とするものです。

次に、7ページをお願いします。

第3表 地方債です。

起債の目的が西枇杷島児童センター整備事業から臨時財政対策債まで12件で、限度額の合計が21億7千800万円です。起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は4%以内、償還の方法は政府資金及び県資金についてはその融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借りかえすることができるとするものです。

一般会計予算については以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

ここで10時50分まで休憩といたします。

(時に午前10時36分 休憩)

(時に午前10時50分 再開)

議長 (伊藤 嘉起君)

議会を再開いたします。

次に、日程第6、議案第2号 平成31年度清須市国民健康保険特別会計予算案及び日程第8、議案第4号 平成31年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案の2議案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長 (栗本 和宜君) 登壇 >

市民環境部長 (栗本 和宜君)

市民環境部長の栗本でございます。

一般会計・特別会計予算書及び説明書の117ページをお願いいたします。

議案第2号 平成31年度清須市国民健康保険特別会計予算

平成31年度清須市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ59億3千301万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ額の最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

それでは、118ページをお願いいたします。

歳入の主な内容をご説明いたします。

1 款国民健康保険税は、被保険者数が前年度より比較し約700人、率にして5%の減となりますが、税率改定を見込み予算を編成したところ、一般被保険者及び退職被保険者等の現年課税分は前年度より2千129万円多い12億6千679万7千円で、滞納繰越分と合わせて13億2千493万9千円を予定いたしました。

2 款国庫支出金の療養給付費等負担金及び3 款療養給付費交付金は30年度から県が執行することになり、過年度分としてそれぞれ1千円を計上いたしました。

次の4 款県支出金は主に本市の保険給付費の財源になるもので、38億6千475万5千円を予定いたしました。

6 款繰入金は職員給与等繰入金、保険基盤安定繰入金などの一般会計からの繰入金で、前年度と比較し3千534万2千円多い7億2千330万5千円を予定いたしました。

7 款繰越金は前年度と同額の2千万円を、8 款諸収入は8千円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主な内容をご説明いたします。

119ページをごらんください。

1 款総務費は、総務管理費、徴収費、運営協議会費で、5千899万6千円を計上いたしました。

2 款保険給付費は、過去の医療費の伸び率等を斟酌し、療養諸費及び高額療養費の医療費分や出産育児一時金などで38億7千117万7千円と見込みました。

3 款国民健康保険事業納付金は、国民健康保険の財政運営の主体となる愛知県に納めるもので、納付金として19億453万2千円を計上いたしました。

4 款共同事業拠出金及び5 款財政安定化基金拠出金は、それぞれ1千円を計上いたしました。

6 款保健事業費は、特定健康診査事業とその検査結果から行う生活習慣病重症化予防事業、いわゆる糖尿病重症化予防及び人間ドック補助事業、ジェネリック利用差額通知等で7千209万7千円を、7 款基金積立金は1千円の計上、8 款諸支出金は620万4千円を計上いたしました。

以上でございます。

続きまして、予算書・説明書の173ページをお願いいたします。

議案第4号 平成31年度清須市後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度清須市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9千199万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、
1億円と定める。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

それでは、174ページをお願いいたします。

歳入の主な内容をご説明いたします。

1 款の後期高齢者医療保険料は被保険者が前年度と比較し約240人、率にして2.9%増加していることから、前年度比2千684万7千円増の7億5千501万2千円を計上いたしました。

2 款の繰入金は保険基盤安定繰入金1億2千942万1千円、療養給付費繰入金5億7千733万4千円などで、7億3千617万6千円を予定いたしました。

3 款の繰入金は1千円、5 款諸収入は80万4千円を計上いたしました。

続きまして、175ページをお願いいたします。

歳出の主な内容をご説明いたします。

1 款総務費は、総務管理費及び徴収費として1千496万3千円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は保険料等負担金、療養給付費負担金などで、前年度と比較し5千869万4千円増の14億7千522万6千円、3 款諸支出金は80万4千円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、日程第7、議案第3号 平成31年度清須市介護保険特別会計予算案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

福田健康福祉部長。

< 健康福祉部長（福田 晃三君）登壇 >

健康福祉部長（福田 晃三君）

健康福祉部長の福田でございます。よろしくをお願いいたします。

平成31年度一般会計・特別会計予算書及び説明書の145ページをお願いいたします。

議案第3号 平成31年度清須市介護保険特別会計予算

平成31年度清須市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億7千147万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

それでは、146ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入からご説明いたします。

第1款介護保険料10億4千106万1千円で、第1号被保険者保険料でございます。

第2款使用料及び手数料5万円で、介護保険事業指定更新申請の手数料でございます。

第3款国庫支出金9億5千879万円で、第1項国庫負担金は介護給付費に係るもの、第2項国庫補助金は調整交付金と地域支援事業交付金などでございます。

第4款支払基金交付金は12億758万3千円で、介護給付費交付金です。

第5款県支出金6億6千970万1千円、第1項県負担金は介護給付費負担金、第2項県補助金は地域支援事業交付金です。

第6款財産収入は、基金預金利子の窓口計上でございます。

第7款繰入金7億9千428万5千円、第1項は一般会計からの繰入金、第2項は介護給付費準備基金からの繰入金です。

第8款繰越金及び第9款諸収入は、各項の受け入れのための窓口計上でございます。

次に、右のページ、歳出でございます。

第1款総務費1億1千252万円、第1項総務管理費は職員人件費や事務費等の一般管理費として、第2項徴収費は賦課徴収に係る費用、第3項介護認定審査会費は委員報酬・認定調査費等、第4項は趣旨普及費を計上いたしました。

第2款保険給付費43億4千8万2千円は、第1項介護サービス等費、第2項その他諸費、第3項高額介護サービス費、第4項特定入所者介護サービス費までの分でございます。

第3款地域支援事業費2億1千636万8千円で、総合事業として介護予防事業及び包括的支援事業等を計上いたしました。

第4款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金としての窓口計上でございます。

第5款諸支出金は150万5千円で、償還金及び還付加算金、繰出金でございます。

第6款予備費は、前年同様、100万円を計上いたしました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第9、議案第5号 平成31年度清須市水道事業会計予算案及び日程第10、議案第6号 平成31年度清須市下水道事業会計予算の2議案について、建設部長より内容の説明を求めます。

加藤建設部長。

< 建設部長（加藤 三章君）登壇 >

建設部長（加藤 三章君）

建設部長の加藤でございます。

別冊の平成31年度水道事業会計予算の1ページ、2ページをお開きください。

議案第5号 平成31年度清須市水道事業会計予算

総則

第1条 平成31年度清須市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数3千510戸
- (2) 年間総配水量102万2千 m^3
- (3) 1日平均給水量2千800 m^3

(4) 主要建設事業 社子地内配水管耐震化工事 3 千 1 6 5 万 5 千円

続きまして、収益的収入及び支出。

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款水道事業収益 2 億 6 千 3 1 万 4 千円、第 1 項営業収益 2 億 4 千 5 5 万 3 千円、第 2 項営業外収益 1 千 9 7 6 万 1 千円。

支出

第 1 款水道事業費用 2 億 2 千 1 7 8 万 2 千円、第 1 項営業費用 2 億 9 3 8 万 9 千円、第 2 項営業外費用 1 千 2 3 9 万 3 千円。

資本的収入及び支出

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款資本的収入 4 千 1 3 8 万 6 千円、第 1 項工事負担金 3 千 5 5 4 万 3 千円、第 2 項県補助金 5 8 4 万 3 千円。

支出

第 1 款資本的支出 1 億 5 千 7 8 8 万 7 千円、第 1 項建設改良費 1 億 6 7 0 万 9 千円、第 2 項企業債償還金 5 千 6 8 万 5 千円、第 3 項県補助金返還金 4 9 万 3 千円。

一時借入金

第 5 条 一時借入金の限度額は、3 0 0 万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会への議決を経なければ流用することができない経費

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1 千 8 4 5 万 3 千円

(2) 交際費 1 万円

たな卸資産購入限度額

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、1 1 1 万 5 千円と定める。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

次に、3ページ、4ページをお開きください。

平成31年度清須市水道事業会計実施計画

主な項目につきましてご説明をいたします。

(1) 収益的収入及び支出

収入についてご説明をいたします。

第1款水道事業収益、第1項営業収益、予定額2億4千55万3千円は、第1目給水収益から第3目その他営業収益まででございます。

第2項営業外収益、予定額1千976万1千円は、第1目受取利息及び配当金から第4目消費税還付金まででございます。

次に、支出についてご説明をいたします。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、予定額2億938万9千円は、第1目原水及び浄水費から第7目その他営業費用まででございます。

第2項営業外費用、予定額1千239万3千円は、第1目支払利息から第3目消費税まででございます。

次に、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出

収入についてご説明をいたします。

第1款資本的収入、第1項工事負担金、予定額3千554万3千円は、給水申し込みに伴う工事負担金でございます。

第2項県補助金、予定額584万3千円は、配水管の耐震化補助金でございます。

次に、支出についてご説明をいたします。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、予定額1億670万9千円は、第1目配水設備工事費から第3目メーター費まででございます。

第2項企業債償還金、予定額5千68万5千円、第3項県補助金返還金、予定額49万3千円は、県補助金返還金でございます。

以上で、説明を終わります。

続きまして、別冊の平成31年度下水道事業会計予算の1ページ、2ページをお開きください。

議案第6号 平成31年度清須市下水道事業会計予算

総則

第1条 平成31年度清須市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 普及人口2万58人
- (2) 水洗化人口1万3千624人
- (3) 年間総処理水量109万4千 m^3
- (4) 1日平均処理水量2千997 m^3
- (5) 主要な建設改良事業

汚水管管渠整備事業14億5千407万4千円

土田排水区雨水管管渠整備事業1億9千122万円

水場川右岸排水区雨水管渠整備事業3千157万円

堀江ポンプ場ストックマネジメント事業1億2千337万円

豊田川ポンプ場ストックマネジメント事業4千520万円

西清洲ポンプ場整備事業6千100万円

続きまして、収益的収入及び支出でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款下水道事業収益16億1千380万5千円、第1項営業収益6億5千8万円、第2項営業外収益9億6千372万4千円、第3項特別利益1千円。

支出

第1款下水道事業費用15億4千676万円、第1項営業費用13億6千792万5千円、第2項営業外費用1億7千537万9千円、第3項特別損失245万6千円、第4項予備費100万円。

2ページをごらんください。

資本的収入及び支出

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款資本的収入25億4千130万9千円、第1項企業債9億8千960万円、第2項他会計出資金8億2千850万7千円、第3項他会計補助金5千224万4千円、第4項国庫補助金6億6千40万円、第5項工事負担金1千55万8千円。

支出

第1款資本的支出23億8千151万4千円、第1項建設改良費20億4千422万円、第2項固定資産購入費28万2千円、第3項企業債償還金3億2千59万1千円、第4項その他資本的支出1千642万1千円。

特例的収入及び支出

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ6千835万7千円及び6千528万円である。

企業債

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

公共下水道事業については、限度額は9億1千720万円、起債の方法は普通貸借または証券発行とし、利率は4%以内とし、償還の方法は財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により銀行その他の場合は、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借りかえることができる。

流域下水道事業については、限度額は7千240万円、起債の方法、利率、償還の方法については、公共下水道事業と同じでございます。

3ページをごらんください。

一時借入金

第6条 一時借入金の限度額は、2億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第7条 予定の支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会の議決を経なければ流用することができない経費

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6 千 7 7 3 万 6 千円

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

清須市長 永田純夫

次に、4 ページ、5 ページをお開きください。

平成 3 1 年度清須市下水道事業会計予算実施計画

主な項目につきましてご説明をいたします。

(1) 収益的収入及び支出

収入についてご説明をいたします。

第 1 款下水道事業収益、第 1 項営業収益、予定額 6 億 5 千 8 万円は、第 1 目下水道使用料から第 3 目その他営業収益まででございます。

第 2 項営業外収益、予定額は 9 億 6 千 3 7 2 万 4 千円は、第 1 目受取利息及び配当金から第 5 目雑収益まででございます。

第 3 項特別利益、第 1 目過年度損益修正費 1 千円は、項目のみでございます。

次に、支出についてご説明をいたします。

第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用、予定額 1 3 億 6 千 7 9 2 万 5 千円は、第 1 目管渠費から第 8 目資産減耗費まででございます。

第 2 項営業外費用、予定額 1 億 7 千 5 3 7 万 9 千円は、第 1 目支払利息でございます。

第 3 項特別損失、予定額 2 4 5 万 6 千円は、第 1 目その他特別損失でございます。

第 4 項予備費、第 1 目予備費 1 0 0 万円は、項目のみでございます。

次に、5 ページをごらんください。

(1) 資本的収入及び支出

収入についてご説明をいたします。

第 1 款資本的収入、第 1 項企業債、予定額 9 億 8 千 9 6 0 万円は、第 1 目企業債でございます。

第 2 項他会計出資金、予定額 8 億 2 千 8 5 0 万 7 千円は、第 1 目他会計出資金でございます。

第 3 項他会計補助金、予定額 5 千 2 2 4 万 4 千円は、第 1 目他会計補助金でございます。

第 4 項国庫補助金、予定額 6 億 6 千 4 0 万円は、第 1 目下水道事業費国庫補助金でございます。

第 5 項工事負担金、予定額 1 千 5 5 万 8 千円は、第 1 目工事負担金でございます。

次に、支出についてご説明をいたします。

第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、予定額 2 0 億 4 千 4 2 2 万円は、第 1 目管渠建設改良

費から第4目流域下水道建設負担金まででございます。

第2項固定資産購入費、予定額28万2千円は、第1目有形固定資産購入費でございます。

第3項企業債償還金、予定額3億2千59万1千円は、第1目企業債償還金でございます。

第4項その他資本的支出、予定額1千642万1千円は、第1目その他資本的支出でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第11、議案第7号 清須市森林環境整備等基金条例案及び日程第12、議案第8号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の2議案について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成31年3月清須市議会定例会提出案件の1ページをお開き願います。

議案第7号 清須市森林環境整備等基金条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、税制改正により創設される森林環境譲与税を効果的に活用するため、必要があるからです。

それでは、2ページをお願いします。

内容でございます。

森林環境譲与税が森林の間伐に必要な経費、森林整備を促進するための人材育成及び担い手確保に必要な経費、そして木材利用の促進及び普及啓発に必要な経費の財源に市町村が充てるために、平成31年度より創設されることに対応し、効果的な事業実施の費用を積み立てるために今回基金の設置を行う内容となっております。

附則です。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

以上です。

続きまして、5ページをお願いいたします。

議案第8号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針に基づく定期的な見直し及び消費税率引き上げによる適正な転嫁に伴い、総務部所管の清須市新川ふれあい防災センターの使用料を改定するため、必要があるからです。

それでは、6ページをお願いいたします。内容です。

今回の使用料改定は、施設管理に要する経費をもとに算定したもので、別表に規定する税込み使用料をそれぞれ区分に応じて改定するものです。

附則です。

この条例は、平成31年10月1日から施行する。また、施行日前に施行日以後の使用許可を受けた場合は、改正後の使用料を徴収するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第13、議案第9号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

福田健康福祉部長。

< 健康福祉部長（福田 晃三君）登壇 >

健康福祉部長（福田 晃三君）

健康福祉部長の福田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、提出案件の7ページをお願いいたします。

議案第9号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針に基づく定期的な見直し及び消費税率引き上げによる適正な転嫁に伴い、健康福祉部所管の清須市清洲総合福祉センター等の使用料等を改定するため必要があるからです。

それでは、8ページをお願いいたします。

内容についてご説明いたします。

今回の使用料改定は、施設管理に要する経費をもとに算定したもので、別表に規定する税込み使用料をそれぞれ区分に応じて改定するものです。

附則第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附則第2条では、施行日前に施行日以後の使用許可を受けた場合は、改正後の使用料等を徴収するものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第14、議案第10号 清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例及び清須市水の交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、建設部長より内容の説明を求めます。

加藤建設部長。

< 建設部長（加藤 三章君）登壇 >

建設部長（加藤 三章君）

建設部長の加藤でございます。

提出案件11ページをお開きください。

議案第10号 清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例及び清須市水の交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針に基づく定期的な見直し及び消費税率の引き上げによる適正な転嫁に伴い、建設部所管の清須市庄内川水防センター及び清須市水の交流ステーションの使用料を改定するため、必要があるからです。

それでは、12ページをお開きください。

清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例及び清須市水の交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

内容をご説明いたします。

第1条及び第2条にございます施設使用料の今回の改定は、施設管理に要する経費をもとに算定したもので、別表に規定する税込み使用料をそれぞれの区分に応じて改定するものでございます。

附則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。また、施行日前に施行日以降の使用許可を受けた場合は、改正後の使用料等を徴収するものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第15、議案第11号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案について、教育部長より内容の説明を求めます。

加藤教育部長。

< 教育部長（加藤 秀樹君）登壇 >

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長の加藤でございます。

それでは、提出案件の13ページをお願いいたします。

議案第11号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市公共施設使用料の設定に関する基本料金に基づく定期的な見直し

し及び消費税率引き上げによる適正な転嫁に伴い、教育委員会事務局教育部所管の清須市西枇杷島会館等の使用料等を改定する等のため必要があるからです。

ページをおめくりいただきまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

改正の主な内容を申し上げます。

第1条 西枇杷島会館、第2条 公民館及び第3条 春日B&G体育館の改正は、施設管理に要する経費をもとに算定した部屋等の税込み使用料をそれぞれ別表に規定する区分に応じて改定するものです。

15ページ、第4条の改正は、現在、指定管理者制度により委託している新川地域文化広場カルチバ新川について使用料等と利用料金を明確に規定するとともに、施設管理に要する経費をもとに算定した税込み使用料を別表に規定する区分に応じて改定するものです。また、指定管理者が徴収する利用料金を使用料の0.7から1.3倍までの範囲内に定めることができる規定を設け、指定管理者に裁量権を設けた改正としています。

16ページをお願いします。

中段下、第5条の改正は、現在、指定管理者制度により委託をしている清洲勤労福祉会館アルコ清洲について、使用料と利用料金を明確に規定するとともに、施設管理に要する経費をもとに算定した税込み使用料を別表に規定する区分に応じて改定するものです。また、指定管理者が徴収する利用料金を使用料の0.7から1.3倍までの範囲内に定めることができる規定を設け、指定管理者に裁量権を設けた改正としています。

18ページをお願いします。

第6条 屋外社会体育施設及び第7条 西枇杷島勤労福祉会館さわやかプラザの改正は、施設管理に要する経費をもとに算定した税込み使用料をそれぞれ別表に規定する区分に応じて改定するものです。

附則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。また、施行日前に施行日以後の使用を許可を受けた場合は、改正後の使用料等を徴収するものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第16、議案第12号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、企画部長より内容の説明を求めます。

宮崎企画部長。

< 企画部長（宮崎 稔君）登壇 >

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の19ページをお開きください。

議案第12号について説明いたします。

議案第12号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付の公務員人事管理に関する報告に鑑み、長時間労働の是正のための措置を講ずるため、所要の規定を整備する必要があるからです。

20ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

第8条に第3項といたしまして、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めるという1項を追加するものでございます。

附則につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第17、議案第13号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、日程第18、議案第14号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案及び日程第19、議案第15号 清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案の3案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。

提出案件の 21 ページをお願いいたします。

議案第 13 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、将来にわたって安定した国民健康保険の運営を継続していくため、税率を改定する必要があるからです。

それでは、22 ページをお願いいたします。

国民健康保険税の税率の改定に当たり、国民健康保険運営協議会を 30 年 12 月から 1 月までの間、3 回にわたり開催し、慎重に協議をしていただきました。今回の改定は、その国民健康保険運営協議会の答申に基づき、条例を改定するものでございます。

保険税率全体の改定率は 3.74% の増となりますが、資産割については全体で 7.06% 引き上げ、28.18% になります。

また、法定外繰り入れの見直しは、答申により、平成 30 年度より原則 6 年をめどに解消・削減できるよう慎重に取り組んでまいります。

主な内容をご説明いたします。

上段の第 3 条から第 5 条の 2 までの改正規定は、医療給付費分の税率のうち所得割は 100 分の 5.64、資産割は 100 分の 18.00、被保険者均等割額は 2 万 1 0 0 円、世帯別平等割額は 1 万 8 千 7 0 0 円に改めるものでございます。

次の第 6 条から第 7 条の 3 までの改正規定は、後期高齢者支援金分の税率のうち所得割額は 100 分の 1.52、資産割は 100 分の 6.66、被保険者均等割額は 7 千 3 0 0 円、世帯別平等割額は 6 千 4 0 0 円に改めるものでございます。

中段の第 8 条から第 9 条の 2 までの改正規定は、介護納付金分の税率のうち所得割額は 100 分の 1.38、資産割は 100 分の 3.52、被保険者均等割額は 7 千 7 0 0 円、世帯別平等割額は 5 千 3 0 0 円に改めるものでございます。

下段の第 23 条の改正規定は、7 割、5 割、2 割の軽減措置について、納税者の方が不利益とならないよう被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減額を引き上げるもので、第 1 号の改正規定は 7 割軽減の場合、第 2 号の改正規定は 5 割軽減の場合、第 3 号の規定は 2 割軽減の場合の

改正でございます。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

続きましては、提出案件の25ページをお願いいたします。

議案第14号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、児童扶養手当法の一部改正による児童扶養手当の支給制限適用期間の変更に伴い、規定を整理する必要があるからです。

主な改正内容をご説明いたします。

26ページをごらんください。

母子・父子家庭医療費支給受給資格において、児童扶養手当の所得制限適用期間が「8月から翌年7月末まで」となっているものを「11月から翌年10月まで」に変更されることを準用し、医療証の有効期限を変更するものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

続きまして、提出案件27ページをお願いいたします。

議案第15号 清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、一般廃棄物処理費用の受益者負担の観点から、一般廃棄物処理手数料を改定するため必要があるからです。

それでは、28ページをごらんください。

主な改正内容をご説明いたします。

まず、別表第10、可燃ごみ専用指定袋の大30枚入り「240円」を「340円」に、中を「180円」から「230円」に改正いたします。

次に、不燃ごみ専用指定袋の大を「300円」から「400円」に、中を「210円」から

「310円」に改正いたします。

また、し尿処理手数料を36リットル当たり「150円」から「220円」に改正いたします。

附則といたしまして、この条例は、平成31年10月1日から施行いたします。

第2項、第3項は、従前の適用規定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第20、議案第16号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第21、議案第17号 清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の2案件について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

福田健康福祉部長。

< 健康福祉部長（福田 晃三君）登壇 >

健康福祉部長（福田 晃三君）

健康福祉部長の福田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、提出案件の29ページをお願いいたします。

議案第16号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げるなどのため、必要があるからです。

それでは、30ページをお願いいたします。

内容についてご説明いたします。

今回の災害弔慰金の改定は、政令において保証人の必置規定が撤廃されたため、保証人の有無により異なる貸付利率を設定し、また既存の年賦償還及び半年賦償還に月賦償還を加えるもので

す。

附則第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附則第2条は、貸し付けに関する経過措置の規定でございます。

以上でございます。

続きまして、提出案件の31ページをお願いいたします。

議案第17号 清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、学校教育法の一部改正により、専門職大学の制度が創設されることに伴い、規定を整備する必要があるからです。

内容についてご説明いたします。

32ページをお願いいたします。

学校教育法の一部改正として、大学制度の中に位置づけられた専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が平成31年4月から創設されることにより、関連する条例として、第1条の布設工事監督者及び水道技術管理者と第2条の放課後児童支援員の資格要件それぞれに専門職大学に係るものを追加するものです。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第22、議案第18号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案、日程第23、議案第19号 清須市都市公園条例等の一部を改正する条例案及び日程第24、議案第20号 清須市都市下水路条例の一部を改正する条例案の3案件について、建設部長より内容の説明を求めます。

加藤建設部長。

< 建設部長（加藤 三章君）登壇 >

建設部長（加藤 三章君）

建設部長の加藤でございます。

提出案件 35 ページをお開きください。

議案第 18 号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、道路占用料の額を改定する必要があるからです。

1 枚はねていただきまして、36 ページをお願いいたします。

清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案

主な改正の内容についてご説明をいたします。

第 2 条関係の別表の占用料を改定するものでございます。

附則といたしましては、平成 31 年 4 月 1 日から施行いたします。

なお、経過措置を受けておりまして、前年度の占用料に上限 1.2 倍の調整を行うものでございます。

また、清須市道路占用料条例の改定に伴い、清須市都市公園条例及び清須市公共用物の管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上です。

続きまして、提出案件 47 ページをお願いいたします。

議案第 19 号 清須市都市公園条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、規定を整備する必要があるからです。

それでは、48 ページをお願いいたします。

清須市都市公園条例等の一部を改正する条例案

内容についてご説明をいたします。

第1条 清須市都市公園条例の一部、第2条 清須市道路占用料条例の一部、第3条 清須市公共用物の管理に関する条例の一部、第4条 清須市水道事業給水条例の一部、第5条 清須市下水道条例の一部、それぞれについて消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、税率を「8%」から「10%」に改正するものでございます。

附則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

49ページをお開きください。

附則5、6において、清須市水道事業給水条例第28条の規定及び清須市下水道条例第16条第1項の規定は、平成31年12月分の使用料から適用となります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、提出案件51ページをお願いいたします。

議案第20号 清須市都市下水路条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、公共下水道として編入するため、都市下水路の一部を廃止する必要があるからです。

それでは、52ページをお開きください。

清須市都市下水路条例の一部を改正する条例案

内容についてご説明をいたします。

別表小場塚下水路の項中「西枇杷島町小場塚地内」を「西枇杷島町弁天地内」に改める。

附則

この条例は、平成31年3月29日から施行する。

以上で、説明を終わります。

議 長（伊藤 嘉起君）

日程第25、議案第21号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について、企画部長より内容の説

明を求めます。

宮崎企画部長。

< 企画部長（宮崎 稔君）登壇 >

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の53ページをお開きください。

議案第21号について説明いたします。

議案第21号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させること並びに愛知県市町村職員退職手当組合の規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、平成31年3月31日をもって愛知県市町村職員退職組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させること並びに愛知県市町村職員退職手当組規約を変更することについて協議する必要があるからでございます。

45ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

愛知県市町村職員退職手当組合の規約のうち第1表及び第2表の項中「東部知多衛生組合、常滑武豊衛生組合」を「東部知多衛生組合」に、「愛知中部水道企業団 日東衛生組合」を「愛知中部水道企業団」に改めるものでございます。

附則につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、日程第26、議案第22号 土地区画整理事業に伴う町の区域の設定及び変更について、建設部長より内容の説明を求めます。

加藤建設部長。

< 建設部長（加藤 三章君）登壇 >

建設部長（加藤 三章君）

建設部長の加藤でございます。

提出案件55ページをお開きください。

議案第22号 土地区画整理事業に伴う町の区域の設定及び変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、清須春日学校橋西土地区画整理事業及び清須春日新橋西土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から本市内の別図第1に示す区域において、町の区域を別図第2に示すとおり、設定及び変更することについて議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、土地区画整理事業の施行により、公共用地及び宅地の境界の位置が変更されるため、町界を土地区画整理事業施行地区界並びに整理後の道路及び水路によって定める必要があるからです。

56ページ、57ページをお開きください。

56ページ、別図の1についてご説明いたします。

図面上から春日新橋西土地区画整理事業区域、図面下が春日学校橋西土地区画整理事業区域でございます。

57ページ、別図2についてご説明をいたします。

上から、春日新橋西土地区画整理事業区域につきましては、地区南から春日さくら一丁目、二丁目、三丁目に区域を設定を行います。

図面下の春日学校橋西土地区画整理事業区域につきましては、地区の南から春日夢の森一丁目、二丁目、三丁目と区域の設定を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、日程第27、議案第23号 新市建設計画の変更について及び日程第28、議案第24号 新市基本計画の変更についての2議案について、企画部長より内容の説明を求めます。

宮崎企画部長。

< 企画部長（宮崎 稔君）登壇 >

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の59ページをお開きください。

議案第23号について説明いたします。

議案第23号 新市建設計画の変更について

新市建設計画を下記のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なお、その効力を有するとされる同法第5条第7項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

記

1. 1の序論、1の2. 計画策定の方針、(2)「計画の期間中15年度間、平成32年度まで」を「20年度間、平成37年度まで」に改める。

2. 8の財政計画を次のように改める。

60ページ、61ページについて説明いたします。

財政計画を推計いたします前提条件の変更をいたしましたものでございます。

62ページ、63ページについて説明いたします。

62ページにつきましては、先ほどの推計の前提条件を変更したものに基づいて歳入の計画変更をするものでございまして、63ページにつきましては、歳出の計画変更でございます。

次に、議案第24号について説明いたします。

65ページをお願いいたします。

議案第24号 新市基本計画の変更について

新市基本計画を下記のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

記

1. 第1章 序論1の2、計画策定の方針、(2)計画の期間中「10年度間」を「15年間、

平成36年度まで」に改める。

2. 第8章 財政計画を次のように改める。

66ページ、67ページをお願いいたします。

先ほどと同様、財政計画の推計を前提条件のもと変更いたしております。

68ページがこれに基づく歳入の計画変更、69ページが歳出の計画変更でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

間もなく12時になりますが、このまま会議を続けてもよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

それでは、会議を続けます。

日程第29、議案第25号 市道路線の認定及び廃止について、建設部長より内容の説明を求めます。

加藤建設部長。

< 建設部長（加藤 三章君）登壇 >

建設部長（加藤 三章君）

建設部長の加藤でございます。

提出案件71ページをお開きください。

議案第25号 市道路線の認定及び廃止について

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線の認定をすること及び同法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の廃止をすることについて、同法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、開発に伴う帰属及び道路の改築等に伴い、市道路線の認定及び廃止をする必要があるからです。

別添の議案第25号 市道路線認定廃止調書及び図面をごらんください。

表紙をはねていただきますと今回認定いたします路線が掲載してございます。認定路線といた

しまして、路線番号1375、新川左岸散策路1号線から2枚はねていただき、路線番号4912、西牧新田112号線までの56路線でございます。

認定路線位置図・概要図、続いて詳細図1から詳細図4まででございます。

次に、廃止路線といたしまして、路線番号3322、永安寺川田線から路線番号4915、西牧新田114号線までの4路線でございます。

はねていただきまして、廃止路線位置図・概要図、続いて詳細図1、詳細図2でございます。

主なものといたしましては、新清洲駅北土地地区画整理事業、新川左岸右岸散策路、斎場建設による認定・廃止とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第30、議案第26号 平成30年度清須市一般会計補正予算（第5号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、別冊の平成30年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

議案第26号 平成30年度清須市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度清須市の一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千378万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257億5千740万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入歳出の主な内容をご説明いたします。

まず、歳入です。

第2款地方譲与税から第11款分担金及び負担金は、平成30年度実績見込みを勘案し、補正計上いたしました。

第13款国庫支出金では、給付の増加に伴う障害者総合支援給付費負担金、障害児施設措置費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、合わせて6千110万3千円の増額や国の2次補正を受け事業を前倒しする事業に関する社会資本整備総合交付金などの増額がある他、事業費の確定に伴う国庫支出金の減額などを精査した結果、5千734万1千円の減額となっております。

第14款県支出金では、国庫支出金と連動して障害者総合支援給付費負担金、障害児施設措置費負担金、施設型教育・保育給付費等負担金、また国民健康保険基盤安定負担金、合わせて3千503万1千円の増額などにより、2千370万2千円の増額となっております。

第15款財産収入では、不動産売払収入3千104万円などの増額があり、3千905万2千円の増額となっております。

第17款繰入金は、財政調整基金の取り崩し額を1千469万円減額し、30年度での財政調整基金取り崩しを取りやめるものでございます。

第19款諸収入では、事業費の確定に伴い、愛知県施行水場川改修事業関連用地費補償費1千722万1千円の減額などがあり、2千609万2千円の減額となっております。

第20款市債では、事業費の確定に伴い、清須市勤労福祉会館の整備に伴う体育施設整備事業500万円の減額となっております。

それでは、右のページをお願いいたします。

歳出です。

まず、補正としましては、各款にわたり執行額の精査に努めて、事業費の確定などによる減額をしております。

第2款総務費では、基金管理費で不用額精査を財源に、環境衛生施設等基金へ2億円を積み立てるとともに、それぞれの基金へ利子を積み増し、財政調整基金へは3千194万1千円を積み立てることといたしました。

第3款民生費では、給付費の増加により、障害者総合支援費、障害児通所支援費を合わせて1億7千555万8千円や施設型給付費の増加により、子ども・子育て支援費3千73万5千円を増額することといたしました。

第4款衛生費では、ごみ収集処理費、浄化槽清掃費補助金を合わせて679万3千円増額することといたしました。

第7款商工費では、商工業振興資金融資信用保証料助成金250万円や国の第2次補正に対応するプレミアム付商品券発行事務費463万4千円を増額することといたしました。

第8款土木費では、国の補正関連で地籍調査費を前倒しして増額補正するものの、事業費の確定により不用額の整理などにより減額となっております。

第9款消防費では、国の第2次補正により前倒しする水害対応ガイドブック策定費1千100万円を追加することといたしました。

次に、4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正は、第7款商工費、第1項商工費、プレミアム付商品券発行事業463万4千円から第10款教育費、第3項中学校費、春日中学校整備事業3千384万円までの19事業です。

船枋橋整備事業は、県に委託して実施している五条川の船枋橋架け替え工事について、地元との調整に不測の日数を要したため、また、新清洲駅北土地地区画整理事業は、移転補償の交渉や県及び公安委員会との協議、許認可に不測の日数を要したため、街路整備事業及び道路整備事業は、名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業における国、県、稲沢市、本市の4者による覚書の締結に不測の日数を要し事業着手等の時期が遅延したため、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許補正をするものです。

また、プレミアム付商品券発行事業、地籍調査事業、水害対応ガイドブック策定事業は、国の第2次補正に対応し、3月補正予算にて計上した事業であり、また、西枇杷島小学校整備事業から春日中学校整備事業は、国の補正に対応し12月補正予算に計上した事業であります。各事業とも年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費補正をするものです。

次に、5ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正では、清洲総合福祉センター管理業務指定管理者委託業務で期間が平成30年度から平成35年度まで限度額が1億6千223万1千円とするもので、清須市社会福祉協議会を指定管理者とする委託契約に係るものです。

6ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正では、体育施設整備事業の限度額を事業費の確定により6千400万円と500万円減額するものです。

一般会計の補正予算は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第31、議案第27号 平成30年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長、栗本でございます。

補正予算書及び説明書の39ページをお願いいたします。

議案第27号 平成30年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

40ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

第1款国民健康保険税は、軽減対象の増により597万5千円減額し、補正後は13億430万9千円となります。

第6款繰入金は、一般会計からの保険基盤安定繰入金を597万5千円増額し、補正後繰入金総額は6億9千659万2千円となります。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第32、議案第28号 平成30年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

福田健康福祉部長。

< 健康福祉部長（福田 晃三君）登壇 >

健康福祉部長（福田 晃三君）

健康福祉部長の福田でございます。よろしくお願いいたします。

補正予算書及び説明書の45ページをお願いいたします。

議案第28号 平成30年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千706万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2千650万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

それでは、46ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、補正額180万円及び第2項国庫補助金445万3千円の増額は、歳出の保険給付費の増額によるものでございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、補正額459万円の増額につきましても、保険給付費の増額によるものでございます。

第5款県支出金、第1項県負担金、補正額372万5千円の増額、保険給付費の増額によるものでございます。

第6款財産収入、補正額6万9千円の増額は、介護給付費準備基金預金利子でございます。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金、補正額212万5千円及び第2項基金繰入金の補正額30万7千円の増額につきましても、保険給付費の増額によるものでございます。

右ページ、歳出でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等費、補正額2千200万円の増額は、居宅介護サービス費や施設サービス費の増加によるものでございます。

第4項特定入所者介護サービス費、補正額500万円の減額につきましては、介護老人福祉施設やショートステイ等を利用する場合に自己負担となる居住費及び食費の軽減に係る給付費について減額を行うものでございます。

第4款の基金積立金は、介護給付費準備基金に預金利子を積み立てるものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第33、議案第29号 平成30年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第3号）案について、建設部長より内容の説明を求めます。

加藤建設部長。

< 建設部長（加藤 三章君）登壇 >

建設部長（加藤 三章君）

建設部長の加藤でございます。

平成30年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の59ページをお開きください。

議案第29号

平成30年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度清須市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6千267万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5千7万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成31年2月26日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、60ページ、61ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入について、主な内容を説明いたします。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、補正額2千921万5千円の減額は、国庫補助金の交付決定額の減額補正でございます。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金、補正額1億1千176万3千円の減額は、一般会計繰入金の精査による減額補正でございます。

第7款市債、第1項市債、補正額2千270万円の減額は、雨水建設事業費の減額に伴う補正でございます。

続きまして、61ページ、歳出についてご説明をいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、補正額5千833万6千円の減額は、維持管理の精査による減額補正でございます。

第2款下水道建設費、第1項下水道建設費、補正額8千882万4千円の減額は、国庫補助金の交付決定額に伴う雨水の整備費の精査による減額補正でございます。

第3款公債費、第1項公債費、補正額1千551万8千円の減額は、下水道事業債に対する償還金の精査による減額補正でございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、62ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正

追加

第2款下水道建設費、第1項下水道建設費、事業名：下水道雨水整備事業、金額：1億2千900万円、繰り越しの主な理由につきましては、工事に伴い、支柱構造物の使用により行程調整に日数を要したためでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第34、請願第1号 清須市春日落合区農業振興地指定除外に関する請願を議題といたします。

紹介議員の小崎議員より内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

< 8番議員（小崎 進一君）登壇 >

8番議員（小崎 進一君）

議席8番、小崎でございます。

清須市春日落合区農業振興地域指定除外に関する請願

現在、清須市農業振興計画は、合併前より長年、大規模な見直しが行われておりません。落合区は、昭和45年に市街化区域、市街化調整区域の線引きが指定され、同じころに、市街化調整区域内において農業振興地域の指定を受けました。その後、農作業の効率化、利便性を目指し、農家の総意によって昭和49年より土地改良事業が実施され、快適な農業経営がなされてきました。

しかしながら、今日、農業経営を継承するに当たり、農薬散布、農機具の騒音、砂煙等々周辺住民からの苦情等の問題が多く発生し、おのずと後継者もいなくなり、昨今急速に高齢化が進み、将来に向けて農業振興地域に指定されている意義もなく、農業経営に対する熱意も魅力も低下しつつあるのが現状です。

どうか私たち農地の窮地をご理解いただき、農業振興地域除外を希望する地域を希望どおり除外し、除外された農地を清須市の税収増につながる先進技術産業等の誘致を働きかけ、雇用促進、地域の発展、市の発展へとつながるよう、農振地域整備計画の見直しと上位計画である清須市総合計画、都市計画マスタープランの策定時に当該地域の新たな土地活用施策を位置づけていただけるよう、市及び関係機関への働きかけをお願いしたく請願するものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

紹介議員より内容の説明が終わりました。

お諮りいたします。

請願第1号については、会議規則第130条第1項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

それでは、請願第1号について、質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議 長（伊藤 嘉起君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（伊藤 嘉起君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（伊藤 嘉起君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。起立多数でございます。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第35、発議第1号 UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者であります岸本議員より、提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

岸本委員。

< 17番議員（岸本 洋美君）登壇 >

17番議員（岸本 洋美君）

議席17番、岸本洋美でございます。

発議第1号 UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書（案）

このことについて、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成31年2月26日

提出者 清須市議会議員 岸本洋美

賛成者 同 天野武藏

同 白井 章
同 久野 茂
同 高橋哲生
同 加藤光則
同 林 真子
同 岡山克彦
同 小崎進一

おめくりください。

UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書（案）

都市再生機構（UR）の賃貸住宅の設備は全国的に老朽化してきており、居住者の高齢化も進んでいる。このため、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額の継続や修繕など居住者の負担軽減に向けた対策などが求められてきた。

平成31年度予算案には、20年間の家賃減額期間の終了時に現に居住する高齢者については、退去するまで家賃減額を延長することやバリアフリー改修にかかわる補助率の引き上げなどが計上されている。

さらに、平成31年度からは「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」が始まる。

そこで、UR賃貸住宅団地において、多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まいとまちとなるよう、下記の事項に取り組むことを求める。

記

1. 2033年度までに250団地程度の地域医療福祉拠点の整備を着実に進めること。
2. 団地機能の多様化に伴い高齢者や子育て支援施設の整備を進めること。
3. 健康寿命サポート住宅の供給を拡充すること。
4. UR賃貸住宅ストックの活用にあたっては、地方公共団体や地域関係者との連携を図るとともに、住民の意見を丁寧に聞き取り、居住の安定確保を図ること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

清須市議会

内閣総理大臣、国土交通大臣宛

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、2月28日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会といたします。

早朝よりご苦労さまでございました。

(時に午後 0時27分 散会)